

なぜ日本では水利権の売買が
許されなかったのか
私論

八千代エンジニアリング株式会社
常務取締役
大町 利勝

これまでの見解

- 流水は国民共有の財産であり、私権を設定することは適切でない。
- このため、河川法第2条2項で「河川の流水は私権の目的となることができない」と規定している。

売買の対象としてこなかった理由

- 水資源は国民共有の財産であるからか？
- 水資源の利用は国家が保護するに足りない権利なのか？
- 近代化以前の水利用は農業灌漑が殆ど全てで、集落共同体全体としての利用がなされており、個人での利用はなかったからか？

売買の対象としてこなかった理由

- 流水は土地、鉱物資源等とは異なり、気象状況によって、常に変動するものであるからか？
- 流水は、一定の土地に止まらず、上流から下流に流れるものだからか？
- 流水は、重複利用が可能で、また、量、質とも相互に干渉しており、個人の独占的使用に適さないからか？
- 水利使用に係る占用料(税)を免除してきたからか？

国民共有の財産は売買の対象にならないのか

- 同じく国民共有の財産とも思われる土地は、古くは一般国民の私権の対象とはされず、国(支配者)から一代限りの使用権として下付された時代もあった(班田収受)。
- 現在でも、土地の個人所有は認めず、期限付きあるいは無期限の使用権のみを認めている国もある。
- 使用権であっても、売買されている事例も多い。
- つまり、国民の共有の財産であっても、私権を認めることは妨げられないのではないのか。

水資源の利用は国家が保護するに足りない権利なのか？

- 国家権力の介入が必要だからこそ、水利権が法律で規定され、保護されている。

共同利用する資源は私権の対象にならないか？

- 他の資源、たとえば土地、鉱物資源については共同利用、共同所有が認められ、売買の対象となっている。
- ただし、国家安全保障(石油採掘権)、資源の最適利用(農地の転用)の観点から国家の承認を必要とする場合もある。

権利の対象が変動し、また、一定の土地に止まらないものだからか？

- 流水同様に対象物が移動、変動するものに、漁業権がある。
- 漁業権は補償の対象とされてきており、権利の売買は可能なのではないか。

Comment

- 水利権は金銭補償の対象になるのか？
- 補償の対象になるなら、売買しても良いではないか？

対象物が重複利用され、量、質とも相互に干渉しているものだからか？

- 同時、同場所で、あるいは異なる時、場所で異なる者が重複して利用できる対象物に占有権を認めている例は見当たらない。(空気と同じ)
- 水資源が殆ど唯一の例外である。
- この場合の占有権の内容は、目的、場所、量などを限って与えられるものであり、所有権とはいえないのではないか。

水利使用に係る占用料(税)を免除してきたからか？

- 水利権を売買可能な資産とするなら、資産税の対象とすべきである。事実、土地、鉱業権には固定資産税が課されているのではないか。
- 河川法が規定する占用料は資産税ではなく、しかも水力発電を除いて、占用料は免除されている。

水利権の移転は可能なのか？

- 組織名称の変更、組織の改変、承継など占用条件（目的、場所など）が変わらなければ移転は可能である。
- 取水条件（目的、場所）が変われば、許可の内容（量、時間的なパターン、安全度）が変わる可能性が高いが、適切な評価を行えば移転は可能である。

Comment

- 取水条件が変わったとしても、元の権利を金銭で売買できないということはないのではないかと。

内容が不明確な慣行水利権だから 売買できないのか？

- 慣行水利権は特定の利用目的について歴史的に成立した権利であって、目的が変われば自然消滅すべきものである。

Comment

- 歴史的に成立した権利は、他にもあるのではないか。
- 権利の内容が不明確なら、現時点で再評価してから、売買させても良いのではないか。

水利権売買を認めない長所

- 安易な転用、特に農業用水から都市用水への転用ができなかったため、ダムなどによる水資源の開発が促進された。
- 農業の放棄が抑制された。
- 大部分が河川に還元する農業用水が健全な水循環の維持に役に立っている。

水利権売買を認めない短所

- 農業分野の節水を含む自己管理意識を希薄にさせた。
- 余剰な用水を不足する分野に転用できなかった。
- 工場施設の転売により、所有者も生産品目も変わる場合は、新たな所有者が引き続き用水しようとしてもできなかった。
- また、水利権が廃止されても、国が適切な価格で他に転売する制度もなく、国の側にも転用の動機が発生していない。

日本の制度の歴史的 position

時代の趨勢

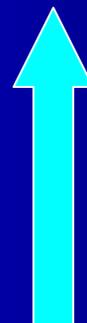
古代
封建時代

現代
市場経済



支配者が
与える恩恵

完全な
所有権



国家の補助と統制
の下の不完全な権利

売買可能な権利として認めるか

- 売買可能な権利として認める場合も、認めない場合も、それぞれ長所、短所がある。
- 結局、いずれを取るかは、その国の現状と将来展望の如何による。
- とはいえ、水資源の特性から、物件の所有権ではなく、付せられた条件の下での一時的な使用权と考えるべきであろう。
- また、完全な市場化は問題が多く、国家権力の介入が必要であろう。

占用料を免除してきたことの功罪

- 産業として比較的弱い農業の負担を軽減してきた。
- 国民の殆どが恩恵を受けている上水道料金を軽減してきた。
- 慣行水利権の実態とは遊離した取水量を容認してきた。
- 節水意識を希薄にしてきた。
- 使用水量が減少していても、これを申告する動機をなくしてきた。

RECOMMENDATION

Under the recognition of:

Water is a common asset of the nation/people

Water is an uncertain resource

Water is used repeatedly

Water is an essential element of natural environment

- Establishment of water use license system.
- Collecting water fee to control/avoid abuse of water.
- Allow trade of water license under appropriate control of the government.
(compensation for investment, reasonable price of license, tax/fee for transfer the title, etc.)